

# 千代田町会細則

(根拠)

第1条 本細則は、千代田町会規約に定めるもののほか以下の通り細則を定める。

(会費)

第2条 町会費は、世帯主を単位として年額3,000円(毎年4月～翌年3月分)を一括納入とする。

2. 年度途中入会時は、入会月の翌月から起算して翌年3月までの月数×250円とする。
3. 臨時徴収するときは、総会の議決を得なければならない。
4. 一旦納入した会費は、過納、誤納を除き如何なる理由があっても返還しない。

(部署及び事業の分担)

第3条 本会に次の部を置き、主な各事業を分担する。

- (1) 総務部 会員名簿の管理 各種会議の準備 各部情報連絡 総会準備
- (2) 広報部 町会だよりの発行 ホームページの配信
- (3) 経理部 本会の会計事務 財産目録の作成 町会費収集事務 会員増強運動
- (4) 厚生部 盆踊り大会・その他イベント バスツアー実施  
ふるさと協議会親睦大運動会・文化祭参画 子供育成会運営
- (5) 環境部 ゴミゼロ運動 町内会の環境整備
- (6) 防火防犯・防災部(自主防災会) K-Net(安否確認訓練) 防火・防災訓練  
年末防火・防犯町内パトロール 避難所訓練(第三小学校)  
防犯灯管理 トランシーバー維持管理

(業務推進委員)

第4条 本会には、業務を円滑に推進するために、業務推進委員を若干名置くことができる。

2. 業務推進委員は、会長の推薦により役員会の承認を得て決定する。
3. 業務推進委員は、会長の諮問に応じ、本会の運営について必要な助言を与えるものとする。
4. 業務推進委員は、本会の運営、活動に参加協力し、必要な助言を与えるものとする。

(役員の種類)

第5条 本規約第10条第1項第4号のその他の役員は次の通りとする。

2. 班長 班ごとに1名
3. 組長 組ごとに1名

(役員を選任)

第6条 本会には、役員候補者を会員の中より選考し推薦するために、選考委員会を置くことができる。

2. 選考委員会は、役員会から独立した組織として、役員会が班長会議での承認を得て設置する。

3. 役員会は、役員候補者の選考を選考委員会に一任する。
4. 選考委員会の構成員数は4から6名程度とし、役員会の総意に基づき町会長が指名した会員とする。
5. 役員候補者選考人数は再選を含み6名以上を目安とする。
6. 委員任期は、委任を受けてから1年以内、班長会議において役員選考案を提示し終了となる。
7. 選考委員会の運営は選考委員に任される。ただし、役員候補の選考過程について議事録を作成し、選考案提示の際に公開する。
8. 選考活動においてはプライバシーの保護を徹底する。

第7条 班長及び組長の選任は、各班及び各組において選任し、会長が委嘱し総会において報告しなければならない。

(班長及び組長の職務)

第8条 班長及び組長の職務については、別に定めるもののほか次による。

- (1) 班長は、班を代表し班内の意見、要望等を本会の事業に反映させることとし、総会に次ぐ議決機関として役員会の決定事項を円滑に処理し、本会の決定その他必要事項を推進する。
- (2) 組長は、年度当初の町会費の徴収、回覧及び申込書等の取りまとめ等、班長を補佐し本会の事務を円滑に推進する。

(班及び組編成)

第9条 本会の事業を円滑に推進するために、本会の地域を班及び組に編成する。

2. 班及び組数は次表の通りとする。

- (1) 本会の地域を「班」及び「組」に編成する。
- (2) レーベン柏(陽)・レーベン柏(宙)・てるて(北街区)てるて(南街区)の地域は、それぞれ「班」とみなす。

班名	組数	班名	組数	班名	組数	班名	組数
1班	5	5班	7	9班	3	13班	1
2班	6	6班	5	10班	7	14班	6
3班	4	7班	5	11班	6	15班	6
4班	6	8班	5	12班	5	16班	5

- (3) 班の区域は、別図の通りとする。

(会議)

第10条 本会の事業を円滑に推進するために、次に掲げる会議を開催する。

- (1) 役員会議 毎月1回開催
- (2) 班長会議 毎月1回開催(原則第1土曜日)
- (3) 業務推進委員会 必要に応じて開催

(4) 組長会議 年度当初1回開催

(手当)

第11条 本会の規約第10条に定める役員には活動費を支給する。但し、監事を除く。

2. 活動費額は、役員会の協議により決定し、総会で承認を得る。

(活動費及び謝意)

第12条 本会の事業を効率的に推進するために、必要に応じて活動費及び謝意を表す。

2. 業務推進委員には役員会の協議により活動費を支給する。

3. 連続在任期間が3年以上在任した役員が退任したときは、役員会の協議により記念品を贈呈する。但し、会長が退任した時は別に謝意を呈することができる。

(指定友誼団体への補助金)

第13条 本会は、各指定友誼団体に次の通り補助金を支給する。

指定友誼団体	補助金(円)
千代田盆踊り愛好会	70,000

2. むつみ会(柏市シニアクラブ連合会)には、前項の指定友誼団体に準じて補助金(120,000円)を支給する。

3. 第1項の指定友誼団体及び第2項のむつみ会は、前年度の決算書を提出すること。

(弔慰金及び見舞金)

第14条 会員等の死亡については、原則として班長を通じて弔慰金及び見舞金を贈る。

2. 会長経験者が死亡した時には生花を追加する。

3. 会員に災害等発生した場合は、その被害の程度に応じて見舞金を贈る。

4. 弔慰金及び見舞金は次の区別による。

区別	金額(円)	備考
弔慰金	10,000	世帯主
弔慰金	5,000	世帯主の配偶者 同居の親
見舞金	災害、被害状況に応じて役員会で決定	

(協議会・慈善団体への支援、協力金等)

第15条 次の各団体等へ支援、協力するものとする。

1	柏市社会福祉協議会
2	柏市消防団第2方面第1分団
3	柏市防犯協会 新田原支部
4	柏第二地区青少年健全育成協議会
5	柏市新田原地区ふるさと協議会
6	千葉県共同募金会 柏市支会(赤い羽根・歳末助け合い募金)
7	日本赤十字社 千葉県支部柏市地区

(細則の変更)

第 16 条 本細則の変更は役員会で決定し、総会において決議しなければならない。

(その他)

第 17 条 本細則に定めのないものについては、役員会で決定し、総会において報告しなければならない。

附則

(施行月日)

1. この細則は、平成 31 年 2 月 17 日から施行する。

(旧細則の廃止)

2. 千代田町会細則（平成 30 年 4 月 22 日施行）は廃止する。

(改正)

3. 令和 3 年 4 月 11 日 一部改正

4. 令和 5 年 4 月 16 日 一部改正

(別図) 班の区域

